

報告第27号

西海市立西彼図書館に勤務した会計年度任用職員の報酬に係る
遅延損害金の額を定めることについての専決処分の報告につい
て

西海市立西彼図書館に勤務した会計年度任用職員の時間外勤務に対する報酬
について、令和2年3月から令和4年3月までの分を支払っておらず、当該職
員に対して遡及して支払い、それに伴う遅延損害金を支払うことについて、地
方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決
により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の
規定によりこれを報告する。

令和4年9月2日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第 14 号

遅延損害金の額を定め、支払うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 1 6 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市立西彼図書館に勤務した会計年度任用職員の報酬に係る
遅延損害金の額を定めることについて

西海市立西彼図書館に勤務した会計年度任用職員の時間外勤務に対する報酬について令和 2 年 3 月から令和 4 年 3 月までの分を支払っておらず、当該職員に対し報酬を遡及して支払い、それに伴う遅延損害金を次のとおり定め、支払いをするものとする。

1 相 手 方 住所
氏名

2 損 害 賠 償 額 金 10,905 円

3 概 要 西海市立西彼図書館に勤務した会計年度任用職員が、一人勤務時の休憩 1 時間が取得できずに時間外勤務をさせ、また、事前の振替の手続きによらず週休日に出勤させたが、それぞれ対象分報酬及び割増分報酬の支払いを行っていなかったため、令和 2 年 3 月から令和 4 年 3 月までの分を遡及し報酬の支払いを行った。

これに伴い、本来の支払日から実際に支払われた日までの期間に対する遅延損害金を支払うもの。